

【お知らせ】

「千葉県中小企業復旧支援補助金」の見積書の提出要件の緩和について

令和2年4月13日
商工労働部経済政策課
043-223-3725

「千葉県中小企業復旧支援補助金」について、1件100万円以上のものについては2者以上の見積書を提出することとしておりましたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動への影響から、下記のとおり要件緩和を行いますので、お知らせします。

○見積書の提出要件の緩和について

現在、1件100万円以上（税抜）の場合は、2者以上の見積書の提出を必要としていますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大等により、事業者が見積書の作成に応じることが困難である場合は、随意契約理由書（第17号参考様式）の提出により、1者を見積書の提出でも可とします。

記載例

第17号参考様式

令和2年4月10日

(提出先)
千葉県知事 鈴木 栄治 様

知事名「鈴木 栄治」と記載してください。

作成日を記載してください。

法人にあつては名称 株式会社 ○○○
及び代表者の氏名 代表取締役 千葉 太郎 印

代表者印(丸印)を押印してください。

随意契約理由書

1 購入(修繕)の名称
○○工場修繕工事

2 履行場所
千葉県○○市○○区○○ ○○工場

3 契約の相手方
名称: 有限会社 ○○工務店
住所: 千葉県○○市○○町○-○-○
電話: 2222 (22) 2222

4 購入(修繕)の内容及び随意契約に付する理由

(1) 購入(修繕)の内容
台風15号及び19号により被災した工場の屋根及び外壁の修繕

(2) 随意契約に付する理由

台風被害により見積依頼した修繕業者がいずれも手一杯で複数の見積書を取れない、新型コロナウイルスの感染拡大で修繕業者に依頼しても現地での見積対応が困難で申請期限内の発行を受付けてもらえないなど、見積書を徴取できない事情を具体的に記載してください。

※様式は下記 HP からダウンロードできます。

(専用窓口) 千葉県商工労働部経済政策課 中小企業復旧支援補助金窓口
電話043-223-3725 (受付時間: 平日9時~17時)

千葉県中小企業復旧支援補助金

検索

【参考】申請に必要な見積書及び証明書類について（申請書類の作成の手引き P9 修正）

○：見積書（①、②の記載があるものは、①が見積額の安価な方としています）、◎の見積額が様式第3号別紙の復旧経費に計上するものになります。※機能拡充（構造変更）と原状復旧の見積額とでは、比較し安価な方が復旧経費となります。（下記の例では、原状復旧を安価な方としています。）

□：修繕不能証明書（参考様式第16号その1） ■：同等程度証明書（参考様式第16号その2）

●：随意契約理由書（参考様式第17号）

<施設、設備及び車両等を修繕する場合>

区分	同等程度の場合	機能拡充・構造変更する場合	発災直後等で見積が取得できなかった場合	
			同等程度の場合	機能拡充・構造変更する場合
100万円未満	◎原状復旧見積	○機能拡充等見積 ◎原状復旧見積	◎原状復旧見積	○機能拡充等見積 ◎原状復旧見積
100万円以上	◎原状復旧見積① ○原状復旧見積② (●随意契約理由書)	○機能拡充等見積① ○機能拡充等見積② (●随意契約理由書) ◎原状復旧見積	◎原状復旧見積 ●随意契約理由書	○機能拡充等見積 ◎原状復旧見積 ●随意契約理由書

2者以上の見積書について、随意契約理由書により1社見積書で可とします。（なお、機能拡充・構造変更する場合の原状復旧見積は省略できません。）

<施設の建替・設備及び車両等の購入の場合>

区分	同等程度の場合	機能拡充・構造変更する場合	発災直後等で見積が取得できなかった場合	
			同等程度の場合	機能拡充・構造変更する場合
100万円未満	◎原状復旧見積 □修理不能証明 ■同等程度証明	○機能拡充等見積 ◎原状復旧見積 □修理不能証明	◎原状復旧見積 □修理不能証明 ■同等程度証明	○機能拡充等見積 ◎原状復旧見積 □修理不能証明
100万円以上	◎原状復旧見積① ○原状復旧見積② (●随意契約理由書) □修理不能証明 ■同等程度証明	○機能拡充等見積① ○機能拡充等見積② (●随意契約理由書) ◎原状復旧見積 □修理不能証明	◎原状復旧見積 □修理不能証明 ■同等程度証明 ●随意契約理由書	○機能拡充等見積 ◎原状復旧見積 □修理不能証明 ●随意契約理由書

※車両費の購入の場合、上記に加えて「車両購入の理由書」(第4号様式)を提出してください。

※建物のり災証明書が「全壊」、「大規模半壊」の場合は、修理不能証明書は省略可